

監査結果報告書

令和 5 年度（2023 年度）No.1

定期監査（上期）

旭川市監査委員

旭 監 第 28 号
令和 5 年 6 月 8 日

旭 川 市 長 今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長 福 居 ひ で お 様

旭 川 市 監 査 委 員 大 鷹 明
旭 川 市 監 査 委 員 坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員 高 見 一 典
旭 川 市 監 査 委 員 石 川 厚 子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	1
3	監査の実施内容	2
(1)	実施期間	2
(2)	実施方法	2
4	監査の結果	2

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 収入に関する事務のうち、債権管理に関する事務

イ 支出に関する事務のうち、貸付金及び旅費（会計年度任用職員に対して支給する旅費（通勤費用）を除く。）に関する事務

ウ 契約に関する事務のうち、貸付金に関する事務

エ 財産管理に関する事務のうち、債権管理に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	貸付金に関する事務	債権管理に関する事務	旅費に関する事務	対象期間※
上下水道部	—	○	○	令和4年 4月1日 ～
市立旭川病院事務局	○	○	○	令和5年 2月28日

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」と表示

※ 不納欠損処分を行った債権については令和4年4月1日から令和5年3月31日までを対象期間とした。

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 貸付金に関する事務

ア 貸付けは法令等の目的に合致するものであるか。

イ 貸付目的に合致した使用がなされているかどうかを確認しているか。

ウ 貸付対象者及び連帯保証人は法令等に規定する有資格者であるか。

エ 貸付額は法令等に定められたものであるか。

オ 貸付時期は、法令等に規定された妥当なものであるか。

カ 貸付けに係る書類の整理は適正に行われているか。

(2) 債権管理に関する事務

ア 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。

イ 債権の内容、債務者、履行状況等債権管理上の必要事項は明確に把握されているか。

ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。

エ 滞納整理について努力が払われているか。

オ 事務処理要領やマニュアルが適切に定められ、分割納付や未収金回収など事務手続が効率的かつ適正に行われているか。

カ 不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。

(3) 旅費に関する事務

ア 旅費の積算において、運賃・宿泊費・日当等の金額は正確か。また、積算資料は添付されているか。

イ 支出負担行為及び支出（支払方法含む。）に係る手続は、適時、適正に行われているか。

ウ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。

エ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。

オ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年4月3日から令和5年5月19日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入及び契約に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出及び財産管理に関する事務について、不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘事項等について、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

上下水道部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 財産管理に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 地方公営企業法適用前の平成31年3月末時点の簡易水道料金未収金について、債務者の実態把握、催告等の滞納整理事務が行われていなかった。

(管路管理課)

市立旭川病院事務局

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、午前中に帰庁する場合に必要な日当の減額調整を行って
いなかったことにより、1件1,200円の過払いのものがあつた。

－改善済（経営管理課）

- ② 新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の宿泊費の支給において、対象外と
している食費相当額を算定するに当たり、必要な10円未満の端数切捨てを行わな
かった結果、5円を過少に支給しているものがあつた。－改善済（経営管理課）

- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 診療費を分割納付としている事案において、債務者から提出を受けている支払誓約書に受付印の押印が漏れているものや、支払誓約書の提出を求めているものがあつた。これらは時効の更新に係る重要な事項であることから、適正な事務処理の徹底を図られたい。